

小林市地域公共交通計画策定支援業務委託仕様書

本仕様書は、小林市地域公共交通活性化協議会（以下、「協議会」という。）が実施する小林市地域公共交通計画策定支援業務（以下、「本業務」という。）について必要な事項を定めるものである。

- 1 委託業務名
小林市地域公共交通計画策定支援業務
- 2 業務対象範囲
小林市全域
- 3 委託期間
契約締結の日から令和9年3月19日まで

4 委託業務目的

地域公共交通については、人口減少による全体需要の減少や自家用車の高い普及率により利用者数が減少し、それに伴う交通事業者の収益悪化や、慢性的な運転士不足等により、公共交通の維持が容易ではなくなっている。地域公共交通の維持・改善は、単なる交通分野の課題ではなく、まちづくりや健康、福祉、教育など市民生活に大きな影響を与えるものである。

そのような状況の中で、当市の公共交通における解決すべき課題として以下の点が上げられる。

- ・高い自動車普及率による公共交通利用者の減少
- ・コミュニティバス等既存交通の低調な利用率及び今後の在り方
- ・市民の移動手段の確保
- ・公共交通と福祉の連携（真に移動支援が必要な人の移動施策）

これらの課題を解決するため、本業務は、「小林市地域公共交通計画（令和4年度～令和8年度）」（以下、「既存計画」という。）における事業実施・目標達成状況等を評価・検証し、移動ニーズや交通資源の把握を行った上で、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づく、地域公共交通のマスタープランとなる「小林市地域公共交通計画」（以下、「本計画」という。）の策定を行う。

なお、策定に当たっては、以下を基本的な策定方針と定め、これに沿った計画策定支援を行うものとする。

- ・持続可能な地域公共交通体系の構築
- ・地域の移動手段を確保すること
- ・根拠に基づく施策や目標のある計画

5 業務の内容

(1) 公共交通の現状整理

①既存計画の評価・検証

既存計画内で位置づけている事業の実施状況や、設定した目標に対する達成度に関する評価を行い、これまでの取組の中で達成できていること・できていないことを整理し、達成できていないことについては、達成を困難にしている要因を明らかにした上で、本計画内でどのように今後の展開を図るか検討を行う。

②地域の現状把握

既存の統計資料等や交通事業者提供のデータ等を活用し、地理的条件、人口動態、施設の立地等の把握や地域毎の特性・実情を把握し、小林市の地域公共交通の現状を把握する。

③上位計画や関連計画の整理

本計画を策定する上で反映すべき関連計画（総合計画、都市計画マスタープラン、立地適正化計画等）や国・県の施策等の内容を整理し、整合性を図る。

④地域の輸送資源の整理

市内の輸送資源を整理し、公共交通サービスとの重複状況や活用可能性を検討する。

(2) 利用者の移動特性やニーズなどの把握

①利用実態調査

コミュニティバス及び野尻地区コミュニティバスにおいて、調査員がバス車内に乗り込み、利用者に対し利用区間や利用目的等についてヒアリングを実施し、利用実態を把握する。

また、令和7年度に協議会において実施した「公共交通市民アンケート」や小林市が実施している「まちづくり市民アンケート」の結果を分析し、地域公共交通の問題点・改善要望、維持に係る費用負担の在り方を把握するとともに、利用者の外出実態や公共交通の利用実態等を把握する。

②交通事業者・主要施設でのヒアリング調査

課題や留意すべき事項を把握するため、利用者と一番近い距離で接し、地域公共交通に関する課題を詳細に把握していると考えられる市内で運行する交通事業者に対して、ヒアリング調査を実施する。

また、鉄道及び路線バス利用者の意見を聴取するため、JR小林駅・小林バスセンター及び西小林駅における利用者ヒアリングを実施し、利用状況や改善ニーズ等を把握する。

③市民団体等へのグループインタビュー

計画に関する市民団体に対して市民それぞれの視点から、公共交通に求めるニーズ等の把握を行うため、市民から直接意見を伺うグループインタビューを実施する。その際、市民アンケートとの差別化を図るため、単なる意見交換の場とならないよう、コーディネーターとしてインタビューを行い、調査結果をまとめ、本計画に反映させる。

(3) 解決すべき課題に対する施策の検討及び提案

市として掲げる課題や、上記において把握した地域の課題を踏まえ、小林市の目指す地域公共交通の将来像や課題解決に向けた小林市の規模に応じた過不足のない施策を検討し、提案を行う。

(4) 目標及びモニタリング方法の検討

課題解決に向けた施策を実現するための目標設定及び目標に合った数値指標を設定するとともに、目標を達成するために行う具体的な事業の計画(実施計画)とその事業スケジュール、モニタリング方法について設定する。

(5) 計画(案)の策定支援

上記を踏まえ、本計画の素案をとりまとめる。また、市のホームページや窓口等でパブリックコメントを実施するに当たり、分かりやすく計画内容を公表するため、概要版の作成を行う。なお、国土交通省から示される本計画に記載が必要な事項を踏まえるものとする。

(6) 会議の運営支援

本計画の策定に向けて開催される庁内公共交通会議及び小林市地域公共交通活性化協議会について、課題解決策の検討や会議資料の作成などの運営支援を行う。

(7) 作業スケジュールの作成

本計画は今年度中に策定予定のため、その予定を見据えたスケジュール設定を行う。

(8) 打合せ協議

業務実施に必要な打合せ協議を実施する。

6 成果品

調査の報告書として正副各1部、電子記録媒体(CD-R等)1部とする。

7 その他

(1) 業務上知り得た個人情報、その他秘密事項を他人に漏らし、または、その他の目的に利用してはならない。業務終了後も同様とする。

(2) 業務の遂行において必要となる図書等の資料は、貸与する。

貸与された図書等の資料は、必要なくなった場合は、直ちに返還すること。

(3) この仕様書に定めのない事項及び仕様書について疑義が生じた場合は、双方協議の上決定すること。